

役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 EPO（以下「法人」という）の役員（理事・監事）及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する基本事項を定め、法人の健全かつ透明な運営を確保することを目的とする。

第2条（法的根拠）

役員及び評議員の報酬等は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）、法人定款及び本規程に基づく。

第3条（報酬の原則）

1. 役員及び評議員の報酬は、原則として無報酬とする。
2. ただし、定款第 19 条に基づき、役員の総数の 3 分の 1 以下の範囲で、職務に応じた報酬を支給することができる。
3. 報酬の額及び支給方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4条（費用弁償）

1. 役員及び評議員が職務を遂行するにあたり要した交通費、宿泊費、消耗品費その他必要経費については、実費を弁償する。
2. 費用弁償を受けようとする者は、所定の様式により領収書等の証憑書類を添えて事務局に請求しなければならない。

第5条（支給手続）

1. 報酬及び費用弁償の支給は、事務局が内容を確認のうえ理事長の承認を得て行う。
2. 支給にあたっては、会計処理の透明性を確保し、監事の監査に供する。

第6条（税務処理）

報酬及び費用弁償の支給にあたっては、所得税法その他関連法令を遵守し、必要な源泉徴収及び法定調書の提出を行う。

第7条（公開性の確保）

報酬及び費用弁償に関する事項は、事業報告書及び決算書において明らかにし、会員及び関係者に対する説明責任を果たす。

第8条（補則）

本規程に定めのない事項については、理事会の議決により別途定める。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。